

Title	全国体育工作者会議以後の中国スポーツ界の動向
Sub Title	Trend of sporting circle in China after athletics-and sports-related people's meeting
Author	笹島, 恒輔(Sasajima, Kosuke)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1981
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.21, No.1 (1981. 12) ,p.1- 15
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00210001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

全国体育工作者会議以後の中国 スポーツ界の動向

笹 島 恒 輔*

1. は じ め
2. 全国体育工作者会議
3. 徽章制度の復活と改正
4. 業余体育学校の改組
5. 運動員・裁判員・教員守則
6. I. O. C., I. F. との関係
7. む す び

1. は じ め

社会主義国の中国においては、政府その他の機関の指示は比較的守られて実施に移されている。また、指示の出された時に反対論が出ないのが通例である。

1959年11月23日に中国共産主義青年団中央本部が「青少年に広範に卓球競技会を組織する通知」を公布した。それと同時に毛沢東、周恩来等当時の指導者が卓球を行なっている写真も公表⁽¹⁾している。

これを契機として中国の卓球の強化が進み、1961年の第26回世界選手権大会でそれまで世界の王座にあった日本に代って世界の王座に就いている。しかし、当時女子は男子に比較して弱かった(男子は団体、単の優勝に対して、女子は単のみ。)ので、1963年10月10日に国家体育運動委員会、教育部、共産主義青年団本部が「女子の卓球競技の普及と高揚に関する聯合通知」を公布⁽²⁾した。これによって女子も強化され、現在は男女ともに世界選手権大会での団体優勝を続けてきている。

このように一片の通知によってスポーツの強化が行なわれて来ている。

1976年の四人組(文化大革命派の江青、張春橋、王洪文、姚文元の4人、10月6日頃逮捕される)追

* 慶應義塾大学体育研究所教授

全国体育工作者会議以後の中国スポーツ界の動向

放後、総てにわたって四つの近代化（農業、工業、軍事、科学技術）が推進されている。スポーツ界もその線にそっていつている。

1966年に始まった文化大革命でスポーツ界は劉少奇派と目されたために大打撃を受けたのであるが、四人組追放後、文化大革命前の指導者がスポーツ界に復帰し、強化に乗り出し或る程度の効果をあげて来ている。

現在の中国のスポーツの指導方針は、1978年1月22日～30日に北京で開催された「全国体育工作者会議」の報告書の線に沿っていると考えられる。「全国体育工作者会議」の報告書の中に「本世紀内に都市、農村の大衆体育の大普及と全国人民の体位の大向上を実現し、世界一流の体育陣、世界一流のスポーツ技術水準と近代的体育施設を持ち、世界で最も体育の発達した国のひとつになることを目指さなければならない。」との一項目がある。「全国体育工作者会議」から3年の年月の経過した現在、選手強化に対して新たな動きが出ている筈である。

本稿は、その選手強化の新たな動きを追求しようとするものである。

注 (1) 大公報社人民手冊編輯委員会編「1960人民手冊」, 大公報社(北京), (1960年), 489頁。

(2) 大公報社人民手冊編輯委員会編「1963人民手冊」, 大公報社(北京), (1963年), 620～621頁。

(3) 「体育報—1568期, 1978年2月20日—」体育報社, 1～2頁。

(4) 「新体育—1978年2期—」人民体育出版社, 2～3頁。

2. 全国体育工作者会議

1976年9月9日に毛沢東が死去すると毛沢東以後の主導権をめぐる文化大革命派と中国共産党中央政治局との間で激論がたたかわされていたが、党中央政治局は文化大革命後指導的地位についていた江青、張春橋、王洪文、姚文元の4人（いわゆる四人組）を逮捕し（10月6日頃）、四人組批判を展開し、閣僚を始めとして各地で四人組に関係のある幹部が追放され、一時はそのために各地で混乱が起こった。

スポーツ界においても四人組の追放にともなって国家体育運動委员会主任（閣僚）であった元卓球選手の莊則棟は失脚し、文化大革命前の国家体育運動委员会主任の王猛が主任に返り咲いた。

文化大革命で批判の対象となり打撃を受けたスポーツ界をたて直し、今後の方針を決定する「全国体育工作者会議」が1978年1月22日～30日に北京で開催され、省、特別市、自治区（特別市、自治区は省と同格の行政単位）の体育、スポーツの関係者と関連部門の関係者1,400余名が出席した。

会議は文化大革命によって体育、スポーツ界が受けた打撃からの立直り、今後の3年、8

全国体育工作者会議以後の中国スポーツ界の動向

年、23年間の体育事業の発展計画、中国の多くのスポーツ種目をどのようにして国際水準に近づけるかについての討議が行なわれた。

(6)
会議が開催されていた1月28日に当時の華国鋒首相(1980年8月に首相を辞任)、葉剣英副首相の題詞が発表された。華首相の題詞は「普及与提高相结合、努力発展体育事業」(普及と向上を結びつけ、体育事業の発展に努力しよう。)というものであり、葉副首相の題詞は「刻苦鍛練、増強體質、攀登世界体育高峯」(刻苦して鍛練し、體質を向上させ、世界のスポーツの高峯を極めよう。)というものである。

(7)
これらの題詞は「全国体育工作者会議」の在り方を端的に示したものと考えられる。

「全国体育工作者会議」は最終日の1月30日に15,000字におよぶ報告書を提出している。この報告書の線に沿ってスポーツは行なわれてゆくことになるのであろう。

同報告書は4部からなっており、第3、第4部で今後の方針について触れている。第1部で世界のスポーツの水準に達しなければならないが、現在、世界の水準の上にあるのは卓球であり、優秀な成績を取めているのは、バドミントン、体操、飛込、アーチェリー、射撃、重量挙げであり、成績が向上しつつあるのはバレーボール、サッカーであると述べている。

同報告書の見出しは、

- 一. 体育における始めの成果を堅持しなくてはならない(四人組追放)。
- 二. 体育界においても四人組追放を掲げて偉大なる闘争を徹底して行なわなくてはならない。
- 三. 毛主席の革命体育路線を正確に理解して実施しなくてはならない。
 1. 党が体育工作を堅持して指導することが必要である。
 2. 青少年を智育、徳育、体育で全面的に発展させることが必要である。
 3. 普及と向上を結びつけるという方針を堅持することが必要である。
 4. 競技会を開催することが必要である。
 5. スポーツの最高技術水準に到達しなくてはならない。
 6. 外国とのスポーツ交流は必要であり、毛主席の革命外交路線に従わなくてはならない。
 7. 合理的な各種の体育界の徽章の制度を保持しなくてはならない。
 8. 思想が優れ、スポーツの技術に優れているスポーツ集団をつくり上げなくてはならない。
- 四. 高度に体育事業を発展させ、四つの近代化の実現に貢献しなくてはならない。
 1. 各級の体育委員会を整理して再建し、指導陣をつくり上げなくてはならない。
 2. 政治思想工作を強力に行なわなくてはならない。
 3. 大衆のスポーツを大いに盛んにし、社会主義競技の後継をつくらなくてはならない。
 4. 健全で合理的な徽章制度の確立。

全国体育工作者会議以後の中国スポーツ界の動向

- (1) 「国家体育鍛煉標準」を継続して行ない、課業間の体操の奨励、体育運動の規定の制定。
 - (2) 運動員と裁判員（審判員）の技術等級制度、競技制度、各種競技の全国最高記録の審査と奨励制度の修訂、体育委員会、体言総会、体育協会の規定、業余体育学校の規則を改訂し制定する。
 - (3) 責任体制、技術の試験制の確立、教員（コーチ）と体育科研究員の技術職称の実施。
5. 隣接して建つ訓練施設網の建設。
- 集中して統一訓練を行なうためには各種の施設が隣接して建てられていることが技術水準を高めるのに有利なことは明らかである。
- 4, 5年以内に各省、各特別市（省と同格の市）、各自治区（少数民族居住地区で省と同格）ではこのような訓練網を一つ建設することにあくまでも努力する。地方、市の体育委員会と条件の備わった県体育委員会は重点業余体育学校を設けることが良い。
6. 大いに技術革新を学び、訓練の質と量を高める。
 7. 体育科学研究を盛んにする。
 8. 体育の人材を訓練して急速に養成する。
 9. 後援と保障制度を大いに盛んにする。
 10. 健全な組織機構の恢復と十分な各方面への積極性の發揮。

という各項目について詳細に述べている。この報告は国務院によって承認された。⁽⁸⁾

この報告の線に沿って中国の体育、スポーツ界は動き始めたものと考えられる。しかし、直ちに実施に移せるものは、時間のかかるものがあり、また、多額の経費を必要とするものもあるのである。本稿は、資料だけによるので、たてまえと現実の相違のあることは否めないであろう。

注 (5) 莊則棟は第26回、第27回、第28回世界卓球選手権大会男子単優勝者、その名声を四人組に利用され30代で国家体育運動委員会主任に起用された。失脚後思想改造を経て現在はコーチに復帰している。このことは政治的にはまったく無力であったということであろう。

(6) 「体育報—1561期、1978年2月3日—」体育報社、1頁。

(7) 前掲(4)書、2～3頁。人民体育

(8) 「体育報—1568期、1978年2月20日—」体育報社、1～2頁。

3. 徽章制度の復活と改正

報告書の四の4に「健全で合理的な徽章制度の確立」、三の7に「合理的な各種の体育界の

徽章の制度を保持しなくてはならない。」とある。

この徽章制度は1978年に直ちに復活されたのである。

中華人民共和国体育運動委員会から1958年6月21日に「中華人民共和国運動員等級制度条例」修訂草案、「中華人民共和国裁判員等級制度条例」修訂草案、「中華人民共和国教員等級制度条例」草案が公布され、選手、審判、コーチの資格を定めていた。(教員については、1963年5月10日に修訂草案を公布。)これらの制度は文化大革命の際に総て停止されてしまっていた。

また、1958年10月20日「労働衛國体育制度条例」を公布し、合格者には徽章と証書を交付して表彰していた。この制度も文化大革命によって停止されてしまった。

1975年5月5日に「労働衛國体育制度条例」に代るものとして「国家体育鍛煉標準条例」が公布された。國務院の原案には合格者の表彰が含まれていたが、四人組は表彰はブルジョア的であるとして表彰の項を削除して公布させた。1977年12月に国家体育運動委員会は國務院の承認を得て合格者に徽章と合格証を授与して表彰することを決定した。この表彰制度の復活は⁽⁹⁾「全国体育工作者会議」以前であったが、会議以後従前の制度が復活し、また新たな表彰制度が定められたのである。

(1) 運動選手

運動選手をその技量によって格付けをする「運動員等級制度条例」は1958年6月21日に公布されたのであるが、当時の中国は同年8月19日にI.O.C.といくつかのI.F.(国際競技連盟)から脱退するというように、国際競技界に背を向ける動きを示していた時期であるので、「運動員等級制度条例」に定めた、運動健将、1級～3級運動員、少年級運動員(17歳以下)の合格基準も当時の中国選手の水準を基準にして定められていた。⁽¹⁰⁾

ところが、「全国体育工作者会議」で世界一流のスポーツ技術の水準を目指すということになると、中国記録を基準にして合格基準を定めていたので、世界の水準から見て低い合格基準の種目もあるので、当然改定しなくてはならなくなってくるわけである。

国家体育運動委員会は1978年7月に「運動員等級制度条例」に代るものとして「運動員技術等級制度」(草案)を公布した。草案ではとりあえず、タイム、点数が合格の基準となっている陸上競技、水泳、スピードスケート、重量拳の4種目の基準を公布したが、その他の種目についても逐次公布してゆくと言っていたが、1981年までに未だ公表されていない。しかし、未だ発表されないタイム、点数の自転車、射撃、また、球技についても運動健将の氏名を1978年以降毎年発表しているので、これは運動員等級制度によっているのであろう。

「運動員技術等級制度」では世界の状況に合わせて陸上競技の400Mまでのタイムは手動と電動の計時法別に定め、スピードスケートでは高地と平地の合格基準のタイムは別に定めてい

全国体育工作者会議以後の中国スポーツ界の動向

る。また、水泳では国際競技にない側泳（伸し泳）を削除している。

両者を比較して見ると中国が1958年当時には男子の平泳以外国際級選手のいなかった水泳では、運動員等級制度の運動健将の基準が、男子平泳以外は男女とも技術等級制度では2級に合格となってしまっている。スピードスケートにおいても1, 2を除いて男女とも同様であり、陸上競技においても、マラソン、棒高跳などいくつかの種目が同様である。⁽¹¹⁾

日本のマラソンに参加した中国選手が第1線級であれば現在の中国にはマラソンの運動健将はいないことになる。1981年9月2日の北京国際マラソンでも中国選手は1人も運動健将の基準の2時間24分以内で走っていない。⁽¹²⁾ このことを見ても技術等級制度の基準が国際の水準によっていることがわかる。

なお、「運動員技術等級制度」も運動健将、1級～3級運動員、少年級運動員（17歳以下）の等級に分かれている。

(2) コーチ

「全国体育工作者会議」において「教員等級制度条例」の復活が決定して以後、コーチに関する評論が新体育、体育報に載りはじめた、これは世論の動向を把握するためではないかと考えられた。

1979年6月に「教員等級制度条例」に代るものとして「教員技術等級制度」が国家体育運動委員会から公布され、7月から実施された。⁽¹³⁾

「教員技術等級制度」ではコーチの資格は国家級教員、1級～3級教員、助理（補佐）教員の5階級となっている。この等級制度とは別に特別の功績のあったコーチに対しては勲功教員または他の名誉称号を与えると定めている。

技術等級制度では等級制度になかったコーチの社会的処遇について規定している。その規定によれば、国家級教員と1級教員の学術水準と社会的待遇はおおむね大学の講師、助教授、教授に相当するものでなければならない。としている。これは、コーチの質の向上を計るとともに生活を保証するためのものであろう。

新制度による教員の資格の認定に際しては、国家級と1級の認定に際しては学術理論の試験を実施するとしているが、国家級と1級は大学の講師、助教授、教授に相当するものでなければならない、と規定している以上当然のことであろう。

級の認定は、国家級は国家体育運動委員会が種目別の協会の教員委員会に選考を委託し、提出された名簿について国家体育運動委員会で審査の上決定となっており、1級～助理については、各地の種目別協会で評定した者について、省、市（省と同格の特別市）、自治区（少数民族地区）の体育委員会、または、国家体育運動委員会で審査し決定するとしている。その際、同じ級の教員の水準は同じでなければならないとしている。⁽¹⁴⁾

全国体育工作者会議以後の中国スポーツ界の動向

教練員の技術向上のための合宿研修も実施されることになっている。⁽⁹⁾

(3) 審判員

「裁判員等級制度条例」も「全国体育工作者会議」で復活が決定したのであるが、この条例に代る新しい制度は1981年までに公布されていない。現在は、1958年に公布された条例によっているであろう。

文化大革命によって従前の裁判員の資格は無効となってしまったので、国家体育運動委員会は「全国体育工作者会議」の決定に従って1978年5月に418名の国家級裁判員の氏名を発表し、その後各地で国家級、1級の裁判員の資格を回復して証書と徽章を渡している。彼等は以前にその資格を持っていた人達である。1978年の後半からは新しい資格の認定も始まり、現在に至っている。⁽¹⁰⁾

(4) 新記録の表彰

「全国体育工作者会議」において、各種競技の全国最高記録の審査と奨励制度の修訂が決定された。これをうけて、1978年8月に国家体育運動委員会は「体育運動全国記録申請及審批辦法」(草案)を公布し、全国記録を破った選手に対して奨章を交付して表彰することを決定した。

同辦法は、国家体育運動委員会の挙行する競技会(国際競技を含む)で全国記録を破った時に選手の所属する団体が申請し、組織委員会並びに関係機関が審査の上奨章を授与し表彰するとしている。

辦法では、同一競技の同一種目で前後数回にわたって新記録(同じ記録と思われる)を出しても奨章は1枚しか授与しない。同一競技の異なる種目(例えば、陸上競技の100Mと200M)で出した場合には種目別に奨章を授与する。

陸上競技、スピードスケートの種目別と総合(陸上競技では5種競技、10種競技)、アーチェリーの種目別、総合と団体、重量拳の項目別と総成績、射撃の個人と団体、水泳のリレーの第一泳者の正式計時と長距離の最初の正式計時による途中時間において全国記録を破った者、或いは、同一競技中に単一の種目か総成績で新記録を樹立した者には奨章を授与する。

一年間に連続して新記録を出した場合には最初の新記録に奨章を授与するだけでなく、出した新記録を上廻る記録を出した場合には奨章を授与するが、本人の年度内の最高記録を越えない記録の場合は授与しない。⁽¹¹⁾

注 (9) 「体育報—1546期, 1977年12月30日—」体育報社, 1頁。

「中国通信—3193号, 1977年12月21日—」中国通信社, 5~6頁。

(10) 「新体育—1958年12期—」人民体育出版社, 30~32頁。

(11) 「新体育—1978年8期—」人民体育出版社, 46~47頁。

全国体育工作者会議以後の中国スポーツ界の動向

- (12) 「CHINA SPORTS—1982年 No. 1—」 China Sports, p.p.16~17.
- (13) 「体育報—1780期, 1979年6月29日—」 体育報社, 2頁。
- (14) 同上。
- (15) 同上。
- (16) 「体育報—1606期, 1978年5月19日—」 体育報社, 1頁, 「同 1652期, 1978年9月4日—」 1頁。
- (17) 「体育報—1651期, 1978年9月1日—」 体育報社, 1頁。

4. 業余体育学校の改組

「全国体育工作者会議」の報告四, 4, (2)に業余体育学校の規則を改訂し制定する, とあり, 四, 5に重点業余学校を設けるとある。

これに従って, 各業余体育学校でまず重点種目を定めて, 強化を始め, 次いで, 各地に重点業余体育学校を定め, 各業余体育学校から優秀選手を集めて選手強化を始めたのである。

1979年12月に教育部劉雪初副部長は業余体育学校の改組について発言している。それは, 「普通学校からは優秀な選手は現われない。体育の人材を多く輩出するためには, 体育運動学校を開設しなくてはならない。体育運動学校の在學生は小学生の時に選抜し, 初級中学(日本の中学)になると同時に合宿をして, 栄養のある食事を与える。学年も適当に延長する。学年を延長することによって, 文化(普通学)の程度も相応の水準に達することが保証される。延長した時間を練習に当てることが出来るので成績は向上し, 金メダルを獲得する成績に達することが出来る。

体育運動学校で実施する種目については開設する土地の伝統と条件によって決定する。多くの種目を実施する必要がなく, 主要な項目を選んで行なえば良い。科学的練習法を採用し, 施設は現在の体育関係の設備を利用し, 体育関係の人員は体育関係から出し, 普通学の教員は教育関係から出し, 両者が力を合わせて運営を行なう。」⁽¹⁸⁾ というものである。

施設は現在の体育関係の設備を利用し, 体育関係の人員は体育関係から出し, ということになると, 既設の体育関係の体育大学, 体育学校(高校程度の体育専攻学校)の在る地区ではその学校から出せば良いが, これらの学校の数は限られているので, それらの学校の無い地区では, 既設のものとなれば業余体育学校ということになる訳である。

体育運動学校は既設の体育関係の学校に併設, 業余体育学校との合併という2つの型式があるのである。

1980年になると業余体育学校から体育中学にという型式が現われた。

体育関係の学校に併設というのには, 北京体育学院(体育大学)附属体育運動学校,⁽¹⁹⁾ 瀋陽体育学校附属運動学校, 武漢体育学院附属運動学校等が1979年末から1980年初めにかけて開設さ⁽²⁰⁾

全国体育工作者会議以後の中国スポーツ界の動向

れた。体育関係の学校にはもともと业余体育学校が併設されていたのでその业余体育学校を改組したものと思われる。

业余体育学校と普通学校との合併は1979年から設立されはじめた。

江西省景德鎮の例では市立第10中学を改組したもので、学校には文化班と体育訓練班があり、文化班は普通学の生徒であり、体育訓練班は従来の业余体育学校の在学生のクラスで、寄宿制で授業は5時間の普通学、3時間のスポーツの訓練となっている。また、体育訓練班についてゆけない場合には文化班に編入するとしている。⁽²¹⁾

この型式の学校は1979年以降各地に設立されていったのである。その利点としているところは、従前はいくつかの学校に在学している者が放課後に业余体育学校にやってくるというのであったのが、同じ学校に在籍ということになったので、5時間の普通学が終れば即練習に移れるし、寄宿制なので夜間も利用出来るということである。

业余体育学校から体育中学への改組は主として重点业余体育学校の改組である。山東省の例では省内に在る13の重点业余体育学校の内10校が体育中学に改組され、省、市の教育部門から普通学の教員と事務員が配属された。

体育中学では毎日3時間前後のスポーツ訓練を行なうとしている。⁽²²⁾

1981年8月に行なった国家体育運動委員会と教育部の調査では全国の体育中学は50余校で、毎日の普通学の授業が5時間、スポーツ訓練が3時間となっており、半読、半訓を実施しているが、学年を1年延長することが必要であるとしている。⁽²³⁾

1980年末に遼寧省には15の体育中学が在り、そのうちの10校が业余体育学校からの改組である。体育小学校は5校となっている。

中国の学校制度では中学課程は、3・2、または、2・3であるが、遼寧省本溪市の体育中学は初級中学(中学)、高級中学(高校)ともに3年の3・3制を採用している。これは1979年⁽²⁴⁾に劉教育部副部長が学年を延長する必要があると発言したことを実施に移したものである。

体育運動学校、運動学校、体育中学と設立方法によって名称は異なっているが、その目的とするところは同じであるので、いずれは名称が統一されるのではないかと考えられる。

これらの学校はいずれも学習、訓練、食宿(勉強、練習、寄宿)の三集中(適当な日本語が見当たらないので原文のまま)の制度を採用している。

注 (18) 「体育報—1853期, 1979年12月17日—」 体育報社, 1頁。

(19) 「体育報—1869期, 1980年1月23日—」 体育報社, 2頁。

(20) 「体育報—1969期, 1980年9月12日—」 体育報社, 1頁。

(21) 「体育報—1891期, 1980年3月14日—」 体育報社, 1頁。

(22) 「体育報—2115期, 1981年8月19日—」 体育報社, 2頁。

(23) 「体育報—2111期, 1981年8月10日—」 体育報社, 2頁。

24 「体育報—2025期, 1981年1月21日—」体育報社, 2頁。

5. 運動員・裁判員・教練員守則

国家体育運動委員会は1981年4月4日に「運動員守則」と「教練員守則」を頒布し、次いで1981年8月20日「裁判員守則」を頒布している。

運動員守則

- 一. 共産党を擁護し, 社会主義の祖国を熱愛し, 体育事業を熱愛し, 高峰に登り, 国のために栄光を争う。
- 二. 訓練に励み, 研鑽を積み, コーチを尊重し, まじめに訓練の任務を完成する。
- 三. 風格を競い, 水準を競い, 勝におごらず, 負に意気銷沈せず, 審判を尊重し, 相手方を尊重し, 観衆を尊重する。
- 四. 政治を学び, 文化を学び, 科学を学び, 思想も筋金入りで技術もあるようにする。
- 五. 文明を研究し, 礼儀正しく話し, 衛生を研究し, マナーを研究し, 秩序を守り, 紀律を守る。
- 六. 禁煙, 禁酒, 地味で清潔な衣類を着用し, 資産階級の思想の侵入に対し自覚を持ってポイコットをする。
- 七. 仕事を重じ, 恋愛は遅く, 結婚は晩婚とする。
- 八. 友愛を以て団結し, 集体主義に関心を持ち, 批判と自己批判を勇氣を持って行ない, 自由主義に反対する。
- 九. 指導を尊重し, 組織に服従し, 規章法令を遵守し, 無政府主義に反対する。
- 十. 勤儉節約をし, 公共物を愛護し, 不良的傾向に対しては闘争を行なう。

裁判員守則

- 一. 中国共産党を擁護し, 社会主義の祖国を熱愛し, 体育事業を熱愛し, 体育競技の審判を熱心に行なう。
- 二. 業務に努力と研鑽を重ね, 専門の規則と審判法に精通し, 積極的に実践に参加し, たえず業務の水準を高める。
- 三. 厳格に審判員の職責を履行し, 厳粛, 真し, 公正, 正確に行なう。
- 四. 正しく行ない, 私情をはさまず, 原則を堅持し, 不良的傾向に対しては闘争を行なう。
- 五. 審判員は相互に学びあい, お互いに尊重し, お互いに支持し, 団結を強固にして派閥行為を行なわない。
- 六. 指導者に服従し, 紀律を遵守し, 任務を遂行するに際しては元氣旺盛で, 服装は整い,

全国体育工作者会議以後の中国スポーツ界の動向

世の人々の模範でなければならない。⁽²⁷⁾

教職員守則

- 一. 共産党を擁護し、社会主義の祖国を熱愛し、体育事業に忠誠であり、思想も筋金入りで技術もある選手を養成する。
- 二. 困難、厳格、実戦から出発し、科学的訓練を行ない、真しに教案を制定し、訓練計画の完成に努力する。
- 三. 試合前の準備と試合中の指導を良く行ない、試合後には真しに総括をする。
- 四. 政治理論と体育の科学と技術を学習し、業務に刻苦研鑽を重ね、たえず新しいことを創り出す。
- 五. 厳格に教育を管理し、思想、政治工作を強固にし、選手の全面的発展に関心を持つ。
- 六. 民主を発揚し、選手を愛護し、殴打したり、人格を侮辱しない。
- 七. 仕事を重んじ、学習と家庭との関係を良く処理する。
- 八. 真理を堅持し、正気を発揚し、選手の訓練、学習、生活等の態度に注意する。
- 九. コーチは相互に学習し、相互に支持し、団結し協同する。
- 十. 紀律と規則を守り、社会道徳を擁護し、各項の規章制度を執行し、不良的傾向に対しては闘争を行なう。⁽²⁸⁾

これらの守則は、選手、審判、コーチの当然守るべきことを書いているので、何も今さらという感はあるが、これらの守則さえ守れない選手、審判、コーチがいるために出されたのであろう。

報道されたところによると、1981年の1月～4月にサッカー、ハンドボール、アイスホッケーの中国選手権の試合で選手同士の殴打事件が起きており、瀋陽市では1981年5月25日、27日にサッカーの試合で群衆が選手と審判を不満として騒ぎを起こし、逮捕者が出ている。⁽²⁹⁾ また、対ニュージーランドとのサッカー試合で中国選手、コーチのマナーは極めて悪い⁽³⁰⁾としている。

守則が出されてさえこのようであるので、それ以前においてはもっとひどいものであったのであろう。

注 (25) 1978年1月28日の葉剣英副首相の題詞の中の「攀登世界体育高峯」を指す。

(26) 「体育報—2057期, 1981年4月6日—」体育報社, 1頁。

(27) 「体育報—2119期, 1981年8月28日—」体育報社, 1頁。

(28) 前掲(26)。

(29) 「体育報—2078期, 1981年5月25日—」体育報社, 1頁。

(30) 「体育報—2089期, 1981年6月19日—」体育報社, 1頁。

(31) 「体育報—2127期, 1981年9月16日—」体育報社, 1頁。

6. I.O.C., I.F.との関係

「全国体育工作者会議」において、外国とのスポーツ交流は必要としている。外国と試合を行なうとなると当然I.O.C., I.F.との問題がからんで来る。

中国は国家成立後いくつかのI.F.(国際競技連盟)に加盟し、1954年にはI.O.C.に加盟したのである。

しかし、二つの中国問題から1958年8月19日に中国と台湾の加盟していた、I.O.C.と7つのI.F.——国際陸上競技連盟(I.A.A.F.), 国際水泳連盟(F.I.N.A.), 国際バスケットボール連盟(F.I.B.A.), 国際アマチュアレスリング連盟(F.I.L.A.), 国際アマチュア自転車連盟(F.I.A.C.), 国際ウェイトリフティング連盟(F.H.I.), 国際射撃連合(U.I.T.)——, と1つの地区の競技連盟——アジア卓球連盟(A.T.T.F.)——から脱退した。

その後、台湾の加盟を認めた団体から次々と脱退していった。脱退した中には文化大革命の際に、ブルジョアのやるスポーツとして脱退した国際庭球連盟(I.L.T.F.)が含まれている。

1970年頃から中国の政治状況の変化により国際社会への進出をはじめ、1971年には、台湾除名、中国加盟で国際連合に加盟した。

国際連合に加盟した時に加盟していたI.F.は、国際卓球連盟(I.T.T.A.), 国際バレーボール連盟(I.V.B.F.), 国際アイスホッケー連盟(I.I.H.F.), 国際スケート連合(I.S.U.)の4つだけになってしまっていた。

1973年11月にアジア競技連盟に台湾除名中国加盟で加盟してからは、脱退したI.F.に台湾除名、中国復帰の申請書を、台湾、中国とも加盟していないI.F.には加盟申請を提出した。

両者とも加盟していないI.F.については問題がなかったために1973年10月に国際漕艇連盟(F.I.S.A.), 1974年に国際フェンシング連盟(F.I.E.), 1975年に国際カヌー連盟(I.C.F.)に加盟した。

脱退したI.F.に提出した復帰申請書は台湾除名、中国復帰であるので種々の問題があり、I.F.によりその扱いは異なっていた。

台湾除名、中国復帰の申請書を受け入れて、台湾を除名して中国を復帰させたI.F.は1974年7月の国際バスケットボール連盟、1974年5月の国際アマチュアレスリング連盟、1974年5月の国際ウェイトリフティング連盟のみで、他のI.F.は台湾除名を条件とした復帰を認めなかった。

I.F.には未加盟国との試合を厳禁している団体と、事前に届出れば未加盟国との試合を認めている団体とがある。後者の種目では中国は対外試合を行なえたが、前者の種目では不可能

全国体育工作者会議以後の中国スポーツ界の動向

であった。いずれにしても、I.F.に未加盟であれば世界選手権には出場出来ないのである。

1978年になると中国の態度はいく分軟化をし、台湾除名、中国復帰は変わらないものの、台湾の選手を中国選手として競技会に出場させると変って来た。これによって、1978年10月5日に国際陸上競技連盟(IAAF)、10月25日に国際体操連盟(FIG)の総会は台湾除名、中国復帰を承認した。

国際バドミントン連盟(IBF)が台湾除名、中国復帰を拒否しているのを不満として、1978年2月25日に世界バドミントン連盟(WBF)が香港で設立されるとそれに加盟した。³²⁾

I.O.C.に対する動きについて見てみると、1975年に台湾除名、中国復帰で、復帰の申請書をI.O.C.に提出しているが、I.O.C.ではこの申請書では総会に議案として提出しても拒否されると考え、理事会では議案として取り上げなかった。

1979年になると、中国は方針を変更して、台湾除名をはずして、中国復帰の申請書を提出した。I.O.C.は中国復帰、台湾残留の方針を決め、1979年4月ウルグアイで開催の総会に「中国承認、ただし台湾は中国・台北オリンピック委員会と名称を変更、歌、旗も従来のもので変える」の提案を行なったが、この提案は総会で拒否された。

1979年10月に名古屋で開催されたI.O.C.理事会は中国復帰を承認し、会長権限によりI.O.C.委員89人に賛否を問う郵便投票にかけたのである。その結果は11月26日に開票され、賛成62、反対17、白票1、無効1(投票したのは81人)で一国と一地方共存の加盟という方式で、1979年11月26日に中国のI.O.C.復帰が実現した。³³⁾

一国と一地方の共存の加盟はI.O.C.方式と言われているが、このI.O.C.方式によってI.O.C.への復帰が実現すると、中国はI.O.C.方式により脱退していたI.F.に復帰申請を提出したのである。

I.O.C.方式により1979年には国際サッカー連盟(FIFA)、国際アマチュア自転車連盟(EIAC)、1980年8月に国際水泳連盟(FINA)に復帰し、1981年5月に国際バドミントン連盟(IBF)に復帰した。

従来は台湾の加盟していたI.F.には台湾追放、中国加盟で加盟申請をしていたのをI.O.C.方式で加盟を再申請し、1980年に国際ホッケー連盟(FIH)、国際ソフトボール連盟(ISF)、国際柔道連盟(IJF)に、1981年に国際スキー連盟(FIS)に加盟した。

また、文化大革命中にブルジョアのスポーツとして脱退していた国際庭球連盟(ILTF)にも1980年9月に復帰した。

国際バドミントン連盟(IBF)に復帰すると同時に、世界バドミントン連盟(WBF)からは脱退している。

全国体育工作者会議以後の中国スポーツ界の動向

注 (32) 「体育報—1572期, 1978年3月1日—」体育報社, 4頁。

(33) 日本オリンピック委員会編「オリンピック No. 8」(昭和55年) NHKサービスセンター, 2～5頁。

7. む す び

1966年に始まった文化大革命に際してスポーツ界は劉少奇派とみられたために批判の対象となり大打撃を受けた。

中断されていたスポーツも1970年頃より再び行なわれるようになったが、文化大革命前の実力にはほど遠いものであった。

1976年に四人組が追放され、文化大革命前の指導者がスポーツ界に復帰すると、中国のスポーツ界は急速に力を伸ばしていった。

1978年1月に「全国体育工作者会議」が開催され、今後の中国のスポーツの方針が決定された。この会議においては、本世紀内に世界一流のスポーツ技術水準に達することを目標とし、徽章制度の復活、業余体育学校の改組、施設の充実、外国との交流等多くのことに関してその方針が示された。

社会主義国である中国では政府の方針は比較的守られるものである。「全国体育工作者会議」から3年を経過した今日その行き方を見てみると、徽章制度の復活については、1958年に制定し、文化大革命によって中止されていた選手、審判、コーチの等級制度を1978年に復活し、選手の等級制度ではその合格基準を世界の水準に手直しし、コーチについては社会的処遇についてははっきりと定めた。

また、1978年には新記録を出した選手に対する表彰の制度を定めた。

従来の業余体育学校は放課後に各学校に在籍しているスポーツ愛好者が集って訓練を受ける制度であったが、これでは練習時間も少なく、能率も上らないとして、普通の学校に体育コースを併設して、選手を入学させその学校で練習するという体育運動学校を設けた。この学校には普通課程、体育課程とがあり、体育課程の在學生は寄宿制となっている。

1980年になると一部の業余体育学校を中学、高校課程の体育中学に改組した。この体育中学の中には学年を延長して選手強化を図っているところもある。

外国との交流試合を行なうためにはI.O.C., I.F.との関係が生じてくる。

中国は二つの中国問題から1958年8月にI.O.C.と7つのI.F.から脱退したのを始めとしていくつかのI.F.から脱退してしまった。

I.O.C.には1975年に、脱退したI.F.には1973年以降復帰申請を提出しているが、台湾除名を復帰の条件としていたために一部のI.F.を除いて復帰は実現しなかった。

全国体育工作者会議以後の中国スポーツ界の動向

中国は方針を変更して、1979年に台湾除名を削除した中国復帰の申請書をI.O.C.に提出した。I.O.C.は1979年11月に一国と一地方の共存というI.O.C.方式で中国の復帰を承認した。

中国の復帰を拒否していたI.F.もI.O.C.方式により復帰を承認した。また、I.O.C.方式によりいくつかのI.F.に新たに加盟している。

1981年には選手、審判、コーチの守るべきマナーを定めた各守則を公布した。

中国は「全国体育工作者会議」の報告書の線に沿って世界のスポーツ界の第一人者になるための手段を講じているのである。

(昭和56年12月25日)